



公民館有料化に反対します

公民館有料化に反対する会

代表：(仮) 榎本清 (090-1884-5757)

東大和市のホームページ（ページ番号 1005045 更新日 2022 年 10 月 21 日）には次のような表明がなされています。“市では、東大和市第 6 次行政改革大綱推進計画に掲げる取組として、使用料・手数料等の定期的な見直しの実施時期を令和 6 年度としているが、前倒しすることも可能”（要旨）としています。

また、和地東大和市長は 6 月市議会で、公民館有料化反対の候補者を退けて当選したことから、有料化が認められた如き発言をしています（が、これは詭弁です。小ざれいな言葉に騙されてはなりません。和地候補自身が公民館有料化を公約としていたでしょうか）。

そもそも公民館は他の施設（図書館・博物館等）同様、誰でも自由に利用できる施設です。限られた一部の市民だけで占有している施設ではありません。市民誰もが平等に利用できる施設（＝公共施設）であり、その故にこそ地方公共団体により責任をもって維持、運営されています。

市の財政健全化のために、受益者負担（注 1）を口実にして、これを市民に担わせることは地方公共団体の責任放棄であり、市民への責任転嫁です。市民の財産である公共資源への市場原理の導入に他なりません。

もし公民館の有料化（注 2）を許せば図書館・博物館にまでその悪影響が及ばないとも限りません。わたしたちはこのような認識に基づいて公民館の有料化に反対しています。

（注 1）『広辞苑』によれば、「受益者負担」とは「地方公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人々から徴収すること」とあります。

（注 2）ここでいう「公民館の有料化」とは、公民館にとどまらず市民センター等も含まれます。

新型コロナウイルス感染症が終息しつつある今、公民館有料化の具体的実施案が目前に迫っていると考えなければなりません（この間の事情については、裏面の「詳しい経緯」をご覧ください）。早ければ、12 月議会に条例改正案が提出されないとも限りません。

これをおもいとどませるためには、より多くの市民による公民館有料化反対の声の結集と、公民館をげんに利用している人々の反対の意思表示が何よりも必要です。直接的に被害を被る利用者が反対の意思を示すことなく、「誰かがやってくれるだろう」と考えている限り、市民多数の共感が得られるはずはありません。

わたしたちは次の 2 つの行動で、公民館有料化の動きにブレーキをかけたいと考えています。

① 公民館有料化が誤った方針だと多くの市民に理解してもらうため、有料化反対の賛同署名を集め、これを市長と市議会議長に届けます。

② 公民館を利用しているグループの反対の声を集め、①に連動させます。

① ②とも、いずれも必要な活動ですが、②の実施がとりわけ重要です。

改めて有料化についてのアンケートを、公民館利用グループに対し実施する予定です。

※裏面に、公民館有料化についての詳しい事情と、有料化反対の集まりについて書かれています。

【詳しい経緯】

東大和市は東大和市第6次行政改革大綱（2022（R4）年度～2026（R8）年度）において「安定した行財政運営の確立」を目的に「事務管理経費の縮減」をあげ、その中ですべての課に対し「需用費、役務費、使用料及び賃借料について、一層の経費縮減を図るため、行政評価及び各年度の予算編成作業等を通じて見直しを行う。」としています。

この方針はすでに第5次行政改革大綱（2017（H29）年度～2021（R3）年度）から示されており、「5次大綱」を受け公民館等の使用料について企画財政部行政管理課では【主な検討項目及び市の方針】として、「(2) 受寄者負担のあり方について」で「施設の設置目的に沿った利用の際の手数料は、集会所、学習等共用施設、公民館の利用者に応分の負担を求める。」としています。つまり、現在社会教育法第20条の目的以外に使用された場合にのみ徴収している利用料（東大和市立公民館条例第10条）を、全ての公民館利用者に求めるということです。（太字は引用者、以下同じ）

「(5) 実施時期について」では「新型コロナウイルス感染症の市民への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討することとする。」としています。

以上は2020（R2）年9月の同課の庁議内容ですから、有料化の方針は庁内でさらに具体化していることも考えられます。新型コロナ感染症が収まりつつある今、事態は切迫していると考えなければなりません。つまり12月議会に公民館条例改正案が提出される可能性も視野に入れ、それに備える必要があるということです。

中央公民館利用者連絡会への尾崎前市長の回答（2022年7月）では、「市の財政的基礎に関わる問題であることなどから、（中略）パブリックコメントを実施する予定はありませんが、実施時期の決定後に現行の「使用料・手数料見直しに係る基本方針」（平成27年6月3日市長決裁）の改定事務を進め、市民の皆様はその内容の公表や説明をしたい」（カッコ・下線は引用者）と述べています。

上記「回答」にある「説明」では、すでに既成事実となつてからのものであり、この段階での反対運動は困難です。すなわち、公民館有料化実施時期の決定前に行動を起こす必要があります。

情報収集だけでも
けっこうです。
どうぞお集まりください！

「公民館有料化に反対する会」は、同趣旨に賛同する個人の集まりです。公民館登録団体で、どなたでも参加できます。参加費は無料です。

公民館有料化反対のための集まり

期日：11月5日（土）午後1時30分より

会場：東大和市立南街公民館 204 学習室

※参加費無料・事前連絡不要

対象：公民館有料化に反対する個人・グループ

呼びかけ：公民館有料化に反対する会

連絡先：090-1884-5757（榎本）

メールアドレス：eno-takanosu1737@bbm-a.jp